

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	門司植物防疫所鹿児島支所志布志出張所
部署の業務内容	輸出入植物の検疫、移動規制植物の広報

項 目			対応は 十分な	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	問い合わせ等に対しては常日頃から丁寧・誠実・親切な対応をするよう所内の業務打合せの場等で職員に周知している。又、常日頃から丁寧・誠実・親切な対応をするよう心掛けており、外部からの苦情等を受けたことはない。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情、要請、内部告発に対する対応ルールはなく、又、苦情、要請、内部告発、その他の情報提供を受けた事例はないが、そのような事例があった場合は、理解が得られるよう十分に説明を行うこととしており、その内容によっては門司本所とも協議して対応をとることにしており、これまで問題も生じていないことから公平性は保たれているものと考えている。なお、疑義情報の対応方法はルール化されている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	○	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	規則改正等については、関係者に周知を行っている。 新たな施策を実施する際には、関係者に対して業務内容を説明し、理解を得た上で実施するようにしている。 特に関係者からの質問等もないことから、理解が得られているものとする。 施策目的等については、ホームページ等で情報提供を行うことにより、広く国民に周知されており、また実際の業務においては通達等に基づき行っていることから業務は公平に遂行されているものとする。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	植物検疫は「病害虫の侵入を防止し、もって農業生産の安全を図る」ことを目的し、農業生産を振興しているが、自由に植物を輸入したいとの消費者の利益とは一致しないと認識している。 所管の業界はないが、病害虫の侵入により農作物の被害を受ける生産者と自由に植物を輸入したい消費者の利益は一致しない。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	輸入植物検疫において不合格になった場合、植物の消毒措置(くん蒸)を実施している。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	残留農薬基準のポジティブリスト制度の導入後、くん蒸時間を遵守するようにした。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	定められたくん蒸時間を厳守しているかその都度確認している。
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○	くん蒸に際しては、くん蒸剤が基準どおり使用されているか等を確認するとともに、くん蒸時間時間についても他の業務や開放立会のスケジュール調整をし、くん蒸時間を厳守しているかの確認を確実に実行できるようにしている。
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○	くん蒸剤に際しては、定められたくん蒸方法及びくん蒸時間を厳守している。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	○	輸入植物検疫規程等に定められた基準を厳守している。
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	くん蒸剤に際しては、定められたくん蒸方法及びくん蒸時間を厳守している。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか(根拠のない判断をしていないか)。	○	規程等に定められた基準を厳守している。
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	×	
		第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているもののなかで、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	植物検疫において食の安全に関する業務ではないされるものには、木材、梱包材の輸出入検疫があるものと思われるが、直接消費者が口にするものでないこと、仮に口にしたとしてもこれら进行くん蒸する際には基準に従い適切に実施していることから、食の安全に影響は及ぼさないものとする。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			
	(門司植物防疫所に対する意見は寄せられていない。)		